

## 四国支部選出理事(支部長)推薦選挙基準

2013年6月16日 制定

(内規の制定)

第 1 条 四国支部長＝本部理事(以下、支部長という)の選出は、公益社団法人日本建築家協会役員選挙基準に準拠するが、支部長立候補にかかわる中間締切りまでに立候補がなかった場合、支部長への推薦選挙を実施するものとし、そのための基準を定める。

(選挙の執行管理)

第 2 条 推薦選挙は、選挙を民主的かつ公正に執行管理するために、支部役員会から独立した機関としてすでに設置している選挙管理委員会(以下、委員会という)が執行管理する。

(委員会)

第 3 条 1. 委員長は委員会を代表し、四国支部事務局に委員会の事務を処理させることができる。  
2. 委員は当該選挙に関して被選挙人になれないと共に、候補者の推薦人になれない。  
3. 委員会は委員の定数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。  
4. 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。  
5. 委員の代理者出席は認めない。  
6. 委員会は単年度制とし、任務の終了とともに自動的に解散するものとする。  
7. 委員会の委員長は委員の互選により決定し、会長に報告する。

(選挙権と被選挙権)

第 4 条 1. 選挙権者は、正会員としての資格を有する者で、かつ、これまでに四国支部幹事の経験を有する者とする。  
2. 被選挙権者は、選挙告示の日から4ヶ年前に正会員としての資格を有する者とする。

(選挙の方法)

第 5 条 1. 選挙は、投票によって行う。  
2. 前項の投票は、選挙人無記名による通信制とする。

(投票の効力)

第 6 条 投票の効力は選挙管理委員会の定める細則による。

(当選人の決定)

第 7 条 当選人は有効投票の多い順に2名を決定する。

(当選の無効)

第 8 条 1. 当選人が被選挙権の資格を欠くに至った場合は当選を無効とし、次点者をもって充てる。  
2. このほか当選の無効に関する細目は委員会が定める。

(通知と立候補要請)

第 9 条 選挙管理委員長は選挙の結果を速やかに当選人に通知し立候補を要請する。  
(報告)

第 10 条 選挙管理委員長は、支部総会においてこの経過を報告する。  
(細則の制定と改廃)

第 11 条 この基準に従って、選挙の執行管理に必要な細則は委員会において制定し、  
又は改廃することができる。

■ 本部役員選挙基準と四国支部長選出基準との関係概念図

